

桜坂公民館施設使用規定

(制定：平成25年10月1日)

第1条 (目的)

この規定は桜坂公民館施設（以下「施設」という。）の使用に関し必要事項を定めることを目的とする。

第2条 (使用の申込みおよび許可)

施設の使用者は次の事項を記載した施設使用申込書を、原則として7日前までに公民館役員に提出し、許可を受けなければならない。但し、定期使用等の場合は当該希望月の前月25日までに使用申込みを行い、許可を受けなくてはならない。なお、使用申込の受付期間等の詳細については、別途定めるものとする。

- 1、使用者の団体及び住所、氏名、電話番号
- 2、使用の目的
- 3、使用の日時
- 4、参集者の予定人員
- 5、使用希望室
- 6、使用に伴う営利の有無

第3条 (使用の制限)

公民館役員は、次に該当する場合は、施設の使用の制限、その他必要な条件を付けることができる。

- 1、自治会および子ども会関係等で、緊急に施設の使用が生じたとき。
- 2、社会教育法第5章第23条による禁止行為（もっぱら営利を目的とするもの、特定政党の支援、特定宗教の支援等）にあたりと認められたとき。
- 3、公の秩序をみだし又は善良な風俗を害するおそれがあると認められた時。
- 4、施設もしくは附帯設備を破損し又は滅失するおそれがあるとき。
- 5、施設の利用者が許可を受けた目的以外又は他人に譲渡のおそれがあるとき。
- 6、その他公民館役員が、管理上支障があると認められたとき。

第4条 (自動車及び自転車利用の協力要請および制限)

施設周辺の住居および道路事情により、次の事項を厳守しなければならない。

- 1、施設周辺は徐行運転で通行すること。団地内は安全速度で通行すること。
- 2、自動車等は所定の駐車場に、エンジンを停止し駐車すること。
- 3、自転車を道路上に放置してならない。必ず所定の場所に置くこと。

第5条 (使用時間)

施設の使用時間は、午前8時から午後10時までを原則とし、1回あたりの使用時間は最大3時間までとする。

第 6 条 (使用料金)

使用者は別表に定める施設使用料金を、次の方法により納めなければならない。

- 1、使用料金については、原則として使用月の翌月 10 日までに（10 日が土・日・祝祭日の場合は、その直後の平日まで）、別途指定する口座に振込むものとする。なお、振込手数料については使用者が負担するものとする。
- 2、3 月に限っては、使用の前後に関わらず当月 20 日までに（20 日が土・日・祝祭日の場合は、その直後の平日まで）、別途指定する口座に振込むものとする。なお、振込手数料については使用者が負担するものとする。

第 7 条 (使用上の注意事項)

使用者は火災予防、盗難防止など施設保守のため、次の事項を厳守しなければならない。

- 1、喫煙は、施設外で吸殻入れを持参し行うこと。
- 2、備品類など施設内のものを無断で持ち出しをしないこと。
- 3、使用しない箇所の電源は入れないこと。
- 4、退館するとき。
 - (1) 使用した備品類等は定位置に返却・整理整頓し、使用箇所（便所・玄関等も含む）の清掃を行うこと。
 - (2) 使用により生じたゴミ類、残飯等は、責任を持って持ち帰ること。
 - (3) ガス、水道の元栓（閉栓）を確認すること。
 - (4) 使用箇所の電源を切り、消灯や機器類の停止を確認すること。
 - (5) 窓、出入り口や駐車場チェーンの施錠を確認すること。
 - (6) 近隣住民へ配慮し、速やかに解散すること。

第 8 条 (使用料金の還付)

既納の使用料金は原則として還付しない。但し、次の場合においては、その全額又は一部を還付することができる。

- 1、使用者の責によらない理由により使用することができなくなったとき。
- 2、事前に使用の取り消し又は、変更の申し出た場合において、公民館役員が相当の理由があると認めたとき。

第 9 条 (施設及び附帯設備など損傷の弁償)

使用に際し施設もしくは附帯設備などを損傷又は汚損、滅失したとき、使用者は、公民館役員と協議の上その損害を速やかに弁償しなければいけない。

第 10 条 (その他)

この規定に定めるものの他、施行に関し必要な事項は自治会が別に定める。

附則

この規定は、平成 25 年 11 月 1 日より実施する。